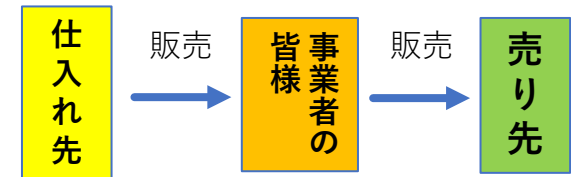


消費税のインボイス制度への対応

インボイス制度が開始されるに当たり、農林漁業者・食品産業の事業者の皆様は、次のような対応や検討が必要になります。



課税事業者（売上高が1千万円を超える事業者。消費税の納税義務があります。）

〈売り先との関係〉

- ① インボイス（適格請求書）を発行する事業者となるためには、税務署長の登録を受ける必要があります。
- ② インボイスとして売り先に発行する請求書等に、登録番号、適用税率（8%、10%）、消費税額等を記載する必要があります。
- ③ 売り先の求めに応じて、インボイスを発行する必要があります。

〈仕入れ先との関係〉

- ④ 仕入れ先がインボイス発行事業者であるか確認する必要があります。
- ⑤ 仕入税額控除をするためには、原則として、仕入れ先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。
- ⑥ 仕入れ先が免税事業者の場合は、インボイスを発行してもらえないため、仕入税額控除ができなくなることによる影響を踏まえて、仕入れ先や売り先と価格面を含め取引条件等について話し合っておくこと等が重要です。

※ 仕入れ先が免税事業者などインボイス発行事業者でない場合であっても、制度開始後6年間は、一定の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています。

簡易課税事業者 (売上高が5千万円以下の事業者が選択できます。売上税額だけから消費税の納税額を計算します。)

〈売り先との関係〉

上記①～③ 課税事業者と同じ

〈仕入れ先との関係〉

特段の対応の必要はありません。

※ 売上税額と「みなし仕入率」(【例】卸売業：90%、小売業、農林水産業(食用)：80%、農林水産業(非食用)、製造業：70%)によって消費税の納税額を計算するため、仕入れ先からインボイスを発行してもらう必要がありません。

免税事業者 (売上高が1千万円以下の事業者。消費税の納税義務が免除されます。)

〈売り先との関係〉

- ① インボイスを発行できません。
- ② 売り先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合、卸売市場や農協、漁協、森林組合、事業協同組合など(※)への委託販売を行う場合は、インボイスの発行を求められないため、これまでの取引と何ら変わりません。(※)農協などの場合は、無条件委託かつ共同計算方式に限ります。
- ③ 売り先が課税事業者である場合は、売り先が仕入税額控除をできなくなるため、売り先と価格面を含め取引条件等について話し合っておくこと、課税事業者や簡易課税事業者への転換を検討すること等が重要です。

〈仕入れ先との関係〉

特段の対応の必要はありません。